

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、  
該当ページまで移動します。

出席議員	3
<u>第 1 会議録署名議員の指名</u>	8
<u>第 2 報告第 8 号 専決処分の報告について</u>	8
<u>第 3 報告第 9 号 継続費精算報告書について</u>	8
<u>第 4 報告第10号 健全化判断比率等について</u>	9
<u>第 5 報告第11号 放棄した債権の報告について</u>	9
<u>第 6 議案第60号 利府町名誉町民の選定について</u>	11
<u>第 7 議案第45号 利府町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の 一部を改正する条例</u>	11
<u>第 8 議案第46号 平成30年度利府町一般会計補正予算</u>	12
<u>第 9 議案第47号 平成30年度利府町国民健康保険特別会計補正予算</u>	29
<u>第10 議案第48号 平成30年度利府町介護保険特別会計補正予算</u>	29
<u>第11 議案第49号 平成30年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算</u>	30
<u>第12 議案第50号 平成30年度利府町下水道特別会計補正予算</u>	30
<u>第13 議案第51号 平成30年度利府町町営墓地特別会計補正予算</u>	31
<u>第14 議案第52号 平成30年度利府町水道事業会計補正予算</u>	32
<u>第15 議案第53号 工事請負変更契約の締結について</u>	32
<u>第16 議案第54号 工事請負変更契約の締結について</u>	36
<u>第17 議案第55号 財産の取得について</u>	36
<u>第18 議案第56号 町道の路線変更について</u>	37

第19	議案第57号	利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	37
第20	議案第58号	利府町農業委員会委員の任命について	39
第21	議案第59号	教育長の任命について	40
第22	議案第61号	人権擁護委員候補者の推薦について	42
第23	認定第1号	平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について	43
第24	認定第2号	平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	44
第25	認定第3号	平成29年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	44
第26	認定第4号	平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について	44
第27	認定第5号	平成29年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	44
第28	認定第6号	平成29年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	44
第29	認定第7号	平成29年度利府町水道事業会計決算の認定について	44

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成30年9月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（17名）

1番	伊藤 司 君	2番	鈴木 晴子 君
3番	西澤 文久 君	5番	小淵 洋一郎 君
6番	安田 知己 君	7番	木村 範雄 君
8番	土村 秀俊 君	9番	吉岡 伸二郎 君
10番	高久 時男 君	11番	鈴木 忠美 君
12番	伊勢 英昭 君	13番	永野 渉 君
14番	遠藤 紀子 君	15番	渡辺 幹雄 君
16番	郷右近 隆夫 君	17番	及川 智善 君
18番	櫻井 正人 君		

欠席議員（1名）

4番	後藤 哲 君
----	--------

説明のため出席した者

町 長	熊谷 大 君
副 町 長	伊藤 三男 君
総務課 長	折笠 浩幸 君
総務課総務管理班 長	嶋 正美 君
兼 人事法令班 長	櫻井 昭彦 君
政策課 長	鎌田 功紀 君
政策課政策班 長	郷右近 啓一 君
政策課地域協働班 長	高橋 三喜夫 君
財務課 長	後藤 仁 君
財務課財政経営班 長	鈴木 喜宏 君
財務課管財契約班 長	阿部 智子 君
税務課 長	

平成30年9月定例会会議録（9月7日金曜日分）

税務課固定資産税班長	大谷浩貴君
町民課長	伊藤智君
町民課保険年金班長	折笠ゆき江君
町民課戸籍住民班長	高橋活博君
生活安全課長	櫻井浩明君
生活安全課 防災安全班長	郷家洋悦君
生活安全課 環境生活班長	鎌田輝久君
保健福祉課長	伊藤文子君
保健福祉課 健康づくり班長	櫻井明子君
保健福祉課 福祉班長	小畑香代君
保健福祉課 長寿介護班長	堀越伸二君
子ども支援課長	菅井百合子君
子ども支援課 子ども未来班長	谷津匡昭君
都市整備課長	菅野勇君
都市整備課 都市整備班長	近江信治君
都市整備課 施設管理班長	名取仁志君
都市整備課 復興推進班長	川口優君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	阿部義弘君
産業振興課 商工観光班長	千田耕也君
産業振興課 農林水産班長	櫻井清喜君
上下水道課長	鈴木啓義君

上下水道課 工務班長	大場雄文君
上下水道課 経営班長	佐藤浩幸君
収納対策室長	鈴木真由美君
収納対策室 収納整理班長	福島俊君
文化複合施設推進室長	庄子敦君
文化複合施設推進室 文化複合施設推進班長	上野昭博君
会計管理者兼会計室長	小幡純一君
会計室会計班長	星浩幸君
教育長	本明陽一君
教育次長	佐藤博昭君
教育総務課長	庄司幾子君
教育総務課 総務給食班長	佐々木辰己君
教育総務課 学校教育班長	鈴木義光君
生涯学習課長	高橋徳光君
生涯学習課生涯学習振興班長 兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長	佐藤浩君
生涯学習課 スポーツ振興班長兼館長	古澤晃一君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長	庄司英夫君

---

事務局職員出席者

事務局長	鈴木則昭君
主幹	土屋俊介君
主任主査	利玲子君

---

議 事 日 程 （第3日）

平成30年9月7日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 8号 専決処分の報告について
- 第 3 報告第 9号 継続費精算報告書について
- 第 4 報告第10号 健全化判断比率等について
- 第 5 報告第11号 放棄した債権の報告について
- 第 6 議案第60号 利府町名誉町民の選定について
- 第 7 議案第45号 利府町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第46号 平成30年度利府町一般会計補正予算
- 第 9 議案第47号 平成30年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第10 議案第48号 平成30年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第11 議案第49号 平成30年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第12 議案第50号 平成30年度利府町下水道特別会計補正予算
- 第13 議案第51号 平成30年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第14 議案第52号 平成30年度利府町水道事業会計補正予算
- 第15 議案第53号 工事請負変更契約の締結について
- 第16 議案第54号 工事請負変更契約の締結について
- 第17 議案第55号 財産の取得について
- 第18 議案第56号 町道の路線変更について
- 第19 議案第57号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第20 議案第58号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第59号 教育長の任命について
- 第22 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第23 認定第 1号 平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 2号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 3号 平成29年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第26 認定第 4号 平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第 5号 平成29年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第 6号 平成29年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 認定第 7号 平成29年度利府町水道事業会計決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） おはようございます。

ただいまから平成30年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

4番 後藤 哲君から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出されております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、13番 永野 渉君、14番 遠藤紀子君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

---

#### 日程第2 報告第8号 専決処分の報告について

○議長（櫻井正人君） **日程第2、報告第8号専決処分の報告について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号専決処分の報告についての報告を終わります。

---

#### 日程第3 報告第9号 継続費精算報告書について

○議長（櫻井正人君） **日程第3、報告第9号継続費精算報告書について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号継続費精算報告書についての報告を終わります。



---

日程第4 報告第10号 健全化判断比率等について

○議長（櫻井正人君） 日程第4、報告第10号健全化判断比率等についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第10号健全化判断比率等についての報告を終わります。

---

日程第5 報告第11号 放棄した債権の報告について

○議長（櫻井正人君） 日程第5、報告第11号放棄した債権の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。17番 及川智善君。

○17番（及川智善君） 私債権ということで、去年から報告があったわけですが、水道料金の小額債権の件だと思うんですけども、去年も報告があつて、1つは、要するに年度区分でいろいろ集計して報告されていますけれども、この報告の年度の人員とか件数については、まず第1点目に、その都度判明した、1年に一遍のその都度の人員になっているのか。期間が去年も何かダブっているような気がするんですけども、その都度、債権放棄、3月31日現在で判明したということで、その人数と件数を報告されているかどうか。第1点ですね。

それから、特性として、23年度までは1件ないし2件であった債権放棄の件数が、23年度4件、以降急激にふえていると。26年度、27年度にあつては、全体の7割近くを占めているということで、これはどういうふうに、なぜふえたかということを担当として分析しているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。経営班長。

○上下水道課経営班長（佐藤浩幸君） 17番 及川議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、債権放棄の期間ということでございますけれども、こちらにつきましては毎年度、実態調査等を行いまして、その中で、どうしてももう行方不明で追跡不能ということの方々について債権放棄をしているということでございます。

それから、26、27年度分のそちらが多くなっているという特性ということでございます

けれども、こちらにつきましては、当然古い分というものは滞納自体が、滞納というか、未収自体が少なく、新しいものになればなるほど未収額が多くなるという中で、どうしても、多くは町内に住むアパート等に住んでいる方が閉栓届を出さずに町外に転出していくという中で、それを気づいてからそちらを調査しても、なかなか実際にどこにいるかということがつかめないということがありますので、その辺で今回、行方不明等で債権放棄したということになります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） ですから、どんどんふえてくる傾向にあるということで、何らかの処置が必要なのではないかなと、対策ですね。逃げ得は許さないという方針で、やっぱり対策を立てないとだめだと思うんですよ。転出届を出さないで転出していく人が結構いらっしゃるということで、そういう傾向があると。それはどういう場所かという、集合住宅が大体のところということをつかんでおるわけですから。何らかの対策を立てて、こういうことを未然に債権放棄の、徴収ができないようなことにならないように、小額とはいえ税意識、税負担の意識をやっぱり持たせるように、町民の方にそういう対策が必要かと思われませんが、いかがですか。

○議長（櫻井正人君） 経営班長。

○上下水道課経営班長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

当然逃げ得ということにならないような方策といたしましては、昨年から徴収業務委託等を行いまして、専門的に徴収のほうとかといったものも専門にやっていただく方とかも配置しておりますので、その中で、水量が全く使われていないとか、そういった調査も行いながら、できるだけそういったことのないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。関連で、10番 高久時男君。

○10番（高久時男君） 行方不明ということを今、及川議員のほうで話しましたけれども、これは調べる方法はないんですかね。例えば、転出届を出さないでどこか行ってしまったということなんですけれども、どこか行ってしまったその先の受け入れ団体に関しては何からの処置をしなくてはいけないわけですよ。こういったものを調べる方法というものはないのかなと、ふと思ったんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 経営班長。

○上下水道課経営班長（佐藤浩幸君） 10番 高久議員の御質問にお答えいたします。

行方不明の調べる方法ということでございます。こちらといたしましては、住基の異動届等

があった場合は転出先の住所等は把握できるんですけども、どうしても水道の料金につきましては、開栓届、それから閉栓届に基づきながら料金の賦課をしているということになります。届け出がない場合に、こちらで調査する場合は当然、未納があった月から水量とかも調べながらやっております。ただ、どうしても転出先がつかめないと、その後の行方というものが把握できないということもありますので、その辺ちょっと近隣市町村等も確認しながら、どういった方法でやっていくことがいいのか今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第11号放棄した債権の報告についての報告を終わります。

---

日程第6 議案第60号 利府町名誉町民の選定について

○議長（櫻井正人君） **日程第6、議案第60号利府町名誉町民の選定について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第60号利府町名誉町民の選定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第45号 利府町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を  
改正する条例

○議長（櫻井正人君） **日程第7、議案第45号利府町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例**

の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第45号利府町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第46号 平成30年度利府町一般会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第8、議案第46号平成30年度利府町一般会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、わかりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合は一巡した後にお願いします。また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。14番 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 2点お伺いいたします。

初めに、歳出のほうでお願いしますが、20ページの6目文化複合施設推進費、こちらの13節と14節ですか、工事費、委託料、全協でも御説明がございましたが、大分上がることになりました。この点についてお伺いいたしますが、人件費が25%高騰ということで、今後ますますこれは膨れ上がる可能性があると思います。この中でも、小ホールの音響板ですか、あれだけでも2,500万円という大きな金額が入っております。今後の工事でますます膨れ上がることが予想されますけれども、その辺のことをどのように考えているのかお願いいたします。

もう一点は、25ページです。8目の児童福祉施設費の中で、13節委託料、葉山の児童クラブの非常階段設置工事というものが入っております。これは割合に聞きなれない工事だったものですからお伺いしたいんですが、葉山の児童クラブ、たしか2階でしたので、非常階段をつける。こういった児童クラブに非常階段をつけなければいけないというような規則があるのかどうか、まずお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。1点目について。文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 14番 遠藤議員にお答えいたします。

まず、今後の工事費の状況なんですけれども、人件費、資材単価で工事費が高騰したということは御説明したとおりなんですけど、2つのほうは今回、今年度、建築工事を発注予定にしております。そのときの単価、資材をもとに今回算定していますので、30、31、32、3カ年で継続した形で工事は発注するんですけれども、それから今、工事費は上がるということはないと考えております。

ただ、今後の物価の上昇によっては、物価スライドとか、そういった人件費がまた上がったとかとなれば、その辺の調整は出てきますけれども、現段階では今のままでいけるかなと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目。子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） 遠藤議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、基準的なものはございません。しかしながら、現在、1階から児童クラブにつながる階段ですけれども、1カ所しかないということで、今回、外階段を設置することにより2方向避難が可能になります。やはり防災、防犯といった観点から、安全面の強化ということで今回設置をするということでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 文化複合施設のいよいよ発注になるというお話でしたけれども、町民が望む施設であるので、非常に大事な事業とは思いますが、やはり税金を使うということで、オリンピックも控えて、もちろん資材や人件費もこれからもっと高くなる可能性もあると思います。

町民の皆さんは、この施設が幾らぐらいでできるのかということ余り御存じないことだと思うんですね。1階に文化複合施設の模型も置いてありまして、この瓦版というものがござい

まして、今、第5号まで出ております。いろいろなものを見ておりましたが、こういった金額的なものは全く町民に今のところ示されていないと思いますし、最初の段階ですと、たしかあの場所に決まったところに、37億円ぐらいと。大ホールも合わせてですけれども、そんなような数値が出ていたと思いますが、今はもう第1期工事だけで40億円。これから内部の図書購入とかいろいろなものが入ってくるわけですから、第1期だけで結構な金額になっていくんだと思うんですね。

ぜひ、細かい数値は結構ですけれども、何か町民にこの建設費がこれぐらいかかるんですよ。私もよく、どのぐらいかかるのというような質問をされますけれども、正直あんまりはっきりとしたお答えはできないわけなんですけど、おおむねどれぐらいの費用がかかる工事なんですよということは、税金を納める町民にお知らせすることは町当局の義務だと思いますので、ぜひそこを検討していただきたいと思いますが、その点をお伺いいたします。

それから、2点目の非常階段、趣旨はわかりましたけれども、青山の児童クラブもたしか2階でやっていると思いますが、そこはつける必要はないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 1点目。文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（庄子 敦君） 遠藤議員の再質問にお答え申し上げます。

文化複合施設整備に関する住民への情報提供ということかと思っております。これまでも、町民の皆様には機会があるごとに、広報りふ等を活用いたしまして、情報提供を図ってきていたほか、議員御指摘のとおり、役場庁舎や生涯学習センターにおきまして、PRのチラシ設置とか、ジオラマ、立体模型等を展示いたしまして、文化複合施設整備に関してお知らせしてきたところでございます。

予算、経費についてのPRがもう少し欲しいという御意見かと思っておりますので、そういったあたりも今後含めまして町民の皆様にお知らせする機会といたしますか、行ってまいるように検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 再質問にお答えいたします。

御指摘の、確かに青山につきましては、小学校の体育館の2階のミーティングルームをお借りして開所しておりますので、条件的には確かに2階施設という意味では同じかと思っておりますが、ただ現在、青山のほうは学校施設をお借りしているという状況もございます。

葉山につきましては、単独で運営している施設ということもございますので、そういった状

況から、子供たちの安全を確保する上でということで、今回は設置をさせていただくということを進めさせていただくこととさせていただいているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 2点目はわかりました。

1点目の文化複合施設ですけれども、やはり議員にも提示ということが、そのたびに議会では話をされておりますけれども、26年9月で整備計画に出たときには、ここに数字が、第2期も含めて50億円というような数値が出ておりましたけれども、やはり第1期から始めるということになり、結局公債で24億円近くを賄わなければならないという状況が出てまいりましたので、やはり嫌な問題ですけれども、きっちり町民にはこのお金のことも示すことは行政の義務ではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（庄子 敦君） 遠藤議員の再々質問にお答え申し上げます。

先ほどの繰り返しになってしまって恐縮なんですけれども、今後そういった費用面につきまして、検査費用等そういった予算的な面につきましても、機会といたしますか、いろいろな場面を通して町民の皆様へ情報提供をしてみたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。関連で、3番 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） 25ページの、葉山児童クラブに関してお伺いします。

ちょっと確認しますけれども、これは葉山の「ペア・きっず」の2階のことをいうんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） 西澤議員の御質問にお答え申し上げます。

「ペア・きっず」2階の葉山児童クラブになります。正面玄関の反対側になります、いろり庵、公園側ということで外階段を設置する予定としております。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに……関連だから1回です。

17番 及川智善君。

○17番（及川智善君） 文化複合施設の整備、継続費の件についてお伺いします。

先ほど、遠藤さんの質問に対して、継続費として31年、32年はそんなに今、見積もっている数字というか、継続費として提案している数字には変化が余り見られないだろうということで

答弁されていましたが、本当でしょうか。

中身、ちょっと今から説明しますと、ことしの工事請負費が3億1,400万円ふえているわけですね、工事請負費に絞って言うと。この中身は、建築資材と労務単価ということになると思うんですが、労務単価はその年度、年度で官庁から発表があるので、そのときに見積もらないとわからないということがあります。それから、資材についても、建設物価資料、あるいはその期のもの、年のものでいろいろ見ながらやっていると思うんですけれども、今オリンピックが2年後に控えているときで、建築資材も労務単価もこの傾向からいくと必ず上がると思います。

それなのに、31年度は5,100万円、32年度は同じ5,130万円ということで、30年度に比して3億1,400万円がふえると、ここに集中させていますけれども、もっとふえるのではないですか。5,000万円とかそんなものでは話にならないと思いますけれども、どうなんですか、その辺の見解については。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 17番 及川議員にお答えいたします。

先ほど、資材単価とかは上がることはわかっておりますが、発注時点で3年分の全体事業費で工事を行いますので、その発注時点の単価、労務資材を今回は計上させてもらっています。

ただ、先ほども申しましたけれども、物価の上昇とかあれば、物価スライド条項というものが契約約款にありますので、その上がった分は後で変更とかとなる可能性はありますけれども、現時点の発注どきでは30年度の単価で積算しております。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。7番 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 今の話の継続になるかもしれませんが、6ページに継続費の補正ということで、36億円から40億円に今回上げているということがあります。

もう一つ、あと20ページで、文化複合施設の部分で補正額が3億円ということで、どうしても上がることはしようがないと思うんですよね。その時々発注の関係で、やっぱり必要な分をつくるために資材であったり、人件費が上がったりすることで、もうそれはしようがないことだと思う。

ただ、私が言いたいことは、その補正が3億円で上げた中で、国庫支出金が6,486万円、地方債が1億7,620万円ということで、例えば一般的な起債の償還であれば、つくった施設をその10年、20年で使っていくのだから、その分を先取りで払っていくという考え方は理解できるんで



すけれども、町長は当選したときに、やっぱりよそから金は持ってくるんだと。要は、町民の負担を減らすんだという形でいったときに、この3億800万円の中で、実際にやっぱり国庫支出金のほかに、ほかから来る分、要は利府町民が負担をしなくていい部分がどのくらいあるのか。それをちょっと教えてほしいと思います。

それと、もう一点、13節の委託料で地中熱調査業務委託料が計上されております。この地中熱を取り込んでやるために、どのくらいの費用がかかって、どのくらい単年度で軽減できていくのか教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 7番 木村議員の御質問にお答えします。

まず、補助金の話なんですけれども、今の段階では都市再生整備計画の社会福祉総合交付金、あとは地熱関係での補助金しかないんですけれども、その中で今、今後新たな補助とって探しているんですけれども、今現段階では見つからない状況になっております。

また、13節の委託料の維持費なんですけれども、空調関係で今、見積もっているものが大体年間、A重油を使うんですけれども、熱交換器を動かすのに500万円はかかると思います。ただ、地熱を使いますと、約18万円ぐらいい減額できますので、年間で180万円ぐらいい減額できますので、350万円ぐらいかかる18万円ぐらいい減額になりますので、調査費に関しては1分の1の補助。今回740万円ほど計上していますけれども、その分国庫金で補助金には入ります。それと、工事に関しては3分の2の補助が入りますので、その差引いて、大体25年ぐらいいは採算が合う計算にはなっております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） ちょっと答弁の中で、まず収入の配分ね。要は、国・県支出金があるということで、それは国と県から来るので、基本的にはそれは町民の税金から払うのではないということは確認はできるんですけれども、それにしても3億円のうちの6,400万円ということで、大体20%ちょっとくらいしかない。やっぱり公共施設であれば、できれば3分の1の補助であったり、40%補助だったりというものが一般的だと思うんですけれども、今回の補正の中では、起債償還は住民が、利府町民が払うんだと思えば、それ以外の、利府町民が払わないで済むものが国庫支出金だけなのかどうかをひとつ教えてください。

もう一つ、地中熱の部分については、実際にやっぱり地中熱を使ったことによって軽減でき

ますということは誰でも理解できるんですけども、その地中熱を使うためにどのくらいの工事をして、どのくらい使って、年間維持管理費なんかが出てくるのかどうか分からないですけども、その辺でこのくらい投資した分、例えば5,000万円投資したら、もう10年間で1億円は返ってくるよとかと、そういう見込みがあるのであれば教えてください。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

先ほどからの、歳出、工事費の3億円の中の補助金以外の収入というものは、今年度は国庫補助金、今回6,000万円ほど歳入を計上させていただいているんですけども、この3億円に関しては、建築工事分も、継続費設定させても、全体工事で行うんですけども、建築工事に関して、図書館部分、実際の補助対象外になりますので、3億円の中でも結局57%ぐらいしか補助対象事業費にならないということでの国庫歳入ということになります。

それと、先ほど委託料の、地熱ですかね、地熱も採算は、先ほども申しましたけれども、大体その補助金、外郭団体からの間接補助になるんですけども、その辺を考慮いたしまして、大体20年から25年ぐらいで電気代の節約にはなるということになります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

今回、地方債を発行いたしますけれども、公共事業債の中で財源対策債が約半分くらい入っております。こちらの償還に当たりましては、そのうち50%が交付税措置されるということになってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 文化複合施設、私はやっぱりきちっと整備をしていくべきだという立場なので、そのためにこそ増額の部分は理由がちゃんとしていけば認めていきたいなというように思っています。

ただ、やはり町民負担を減らすんだという中では、いろいろと今現在の制度だけではなく、やっぱりこれからいろんな制度も考えて、ぜひやっぱりもっと多くとってくるように町長にお願いして、終わります。

○議長（櫻井正人君） 今のは質問ですか、町長に。答えを求めていますか。（「求めます」の声あり）町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員にお答えいたします。

私も今回、財務省にじきじきにお伺いいたしました。副大臣に要望、概算要求、今、中でしたので、その社総交関連のものも含めて要望をさせていただきました。

ちょっとその結果がどのくらい、まだ、我が町に配分されるのかということはこれからだと思いますが、宮城県の東京事務所の方にも随行していただいたんですけれども、私はちょっと感覚はなかったんですが、宮城県の東京事務所の方は、私たちは財務省に普通入れませんのでという表現を使われておりましたので、これは私に与えられた役割だと思っておりますので、これからも足しげく財務省に通いたいと思います。

そのとき、ちょっと御報告なんですけれども、やっぱり財務省に言われたことは、利府町さんは初めてですよねと言われたんです。なかなか敷居が高くて行けないはずなのに、利府町さんは初めてですよねと表現を使われたので。いや、今回初めてじゃなくて、何度も来てもいいんだったら何回も来ますということで私は捉えておりますので、これから木村議員初め多くの議会の議員の皆様も同じ思いだと思いますので、しっかりと予算確保、そして多くの資金を、町民負担を軽減するために、こちらの自治体に、利府町に持ってこられるように努力してまいります。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。2番 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 2点お伺いいたします。

24ページ、お願いします。3款2項6目子育て支援センター費の15節工事請負費でございますが、東部地区子育て支援センターの防犯カメラ設置工事ということでございましたが、こちらの概要をお伺いいたします。

それから、もう一点、次の25ページの7目児童対策費13節委託料で、第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査とありましたが、こちらの内容、前回の調査と違う点がありましたらお伺いいたします。また、町として独自の調査内容があるのか。概要も含めてお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） 鈴木議員の御質問にお答え申し上げます。

工事費でございますが、こちら正面玄関にカメラを設置いたしまして、事務室でモニターから来館者を確認することができるようにいたします。これまで、チャイムによる来場者確認をいたしまして、職員が見に行くという状況でしたが、やはり窓口対応をしていた場合、玄関に

行けないといった場合もございますので、今回は事務室からモニターを通して確認ができるようにし、安全を確保していくという考えでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目も。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） 続きまして、アンケートでございますが、こちらに関しましては31年度に、32年度から36年度を計画期間とする第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しております。その前段といたしまして、各種サービスの現在の利用状況や今後の利用希望について調査をするものとなります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 1点目のカメラのほうでございますが、そうすると何か危険なことが起こって設置したのではなく、職員の方からの要望での設置だったということではよろしかったのでしょうか。それから、ほかにも子育て支援センターがございますので、ほかの支援センターに設置の予定はないのか。そこをお伺いいたします。

また、2点目のニーズ調査なんですけど、前回の調査のときに、学校にかかる出費、負担を軽減してほしいという項目があるんですけど、私はいろいろ相談を受けるんですけど、その中で、学校にかかる経費はさまざまあるんですけど、その中で細かく聞くことも難しいかなと思うので、项目的に書けるというか、自由記載ができるような形でしてみてもいいと思いますが、その部分お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） 再質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目につきましては、今回「ペア・きっず」につきましては、正面玄関から事務室が離れているということで、直接目視ができない状態であります。ですから、やはり安全面の観点からモニターを設置して、確実に来館者を把握できるような体制をとりたいということで設置しております。

2点目のアンケートにつきましては、今回8月末に国から方針等をこちらにいただいております。内容については、今後そちらをもとにしまして、詳細を決めていきたいと考えております。また、計画の、そのニーズ、量の部分に関しましては、国でこれから来年3月ぐらいをめどに検討していくということになっておりまして、その後に、その量の見込み方を示すということになっておりますので、今後そちらを参考にしながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。1番 伊藤 司君。

○1番（伊藤 司君） 3点ほどお伺いします。

11ページ、21款4項3目7節の雑入ですが、消防団員安全装備品整備等助成金。文字どおり消防団員の装備品だとは思いますが、これは歳出はどこに計上してあって、何を装備するのかお伺いします。

2点目、32ページ、9款1項2目消防施設費、消防水利整備工事、これはどの地区にどのような工事をするのか。

3点目、31ページ、8款5項1目住宅管理費、ゆのき住宅というものは新道のところの、地震後にできたあの住宅地だと思うんですが、まだ新しいんですけれども、これが220万円、どのような地盤調査が必要なんでしょうかね。よろしくお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。防災安全班長。

○生活安全課防災安全班長（郷家洋悦君） 1番 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、雑入の消防団員安全装備品整備等事業助成金でございますが、こちらの使い道としましては、32ページの9款1項1目非常備消防費の11節になりますけれども、消耗品費に充当する予定でございます。購入するものにつきましては、消防団員の安全確保ということで、防じんマスク、防じん眼鏡、こういったものを購入しまして、配備したいと考えております。

続きまして、32ページ、9款1項2目の消防施設費でございますが、今回計上させていただきました工事費でございますけれども、こちら浜田の国道45号に既設の消火栓が設置されております。ところが、車道に設置されている関係がございまして、損傷が激しく、浜田町内会から、その対策ということで何とかしてほしいというような要望がございまして、こちらとしては、車道から消火栓を撤去しまして、近くの支障とならない箇所に移設したいということでの工事費を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 3点目。施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（名取仁志君） 1番 伊藤議員の御質問にお答えします。

ゆのき住宅の地盤調査の委託料ということでございますが、こちらについて、ゆのき住宅については平成26年11月から入居をしている状況でございます。4年経過している状態でございますが、今回の調査については、ゆのき住宅は全部で13棟25戸あるんですが、このうちの4棟分、一部の部分で建物の脇側の砂地の部分に若干の沈下というか、変動が見られるので、この部分について毎年砂の補充はしているんですが、改善が見られないということで、どういった

ことで変動しているのか、こちらを今回ボーリング調査を行って、調査をするという内容でございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） よろしいですか。伊藤 司君。

○1番（伊藤 司君） 最初にお聞きした、消防団員の安全装備品整備等助成金、これは助成金なので、当初からこれは見込めたのではないかと思うんですけども、なぜ9月の補正になったんですか。

○議長（櫻井正人君） 防災安全班長。

○生活安全課防災安全班長（郷家洋悦君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

こちらは消防団公務災害補償等共済基金というところで毎年度、申請要望について受け付けをしておるんですが、今回、町でもこういった消防団員の安全確保ということで装備品の充実を考え、申請していたところ、今回、ことしの7月前ですか、に事業の助成の決定を受けられたということで、今議会の補正ということで計上させていただきました。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。3番 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） 3点ほどお伺いします。

まず、15ページの13節委託料、ふるさと応援寄附金支援業務委託料で、これは現況をちょっと教えていただきたい。

次に、22ページ、20節の扶助費、更生医療給付費、利用者が現在ふえていると思いますが、その理由をちょっと教えていただきたい。

もう一つは、先ほどちょっと聞き逃したんですが、25ページ、13節の葉山児童クラブの件なんですが、先ほど確認しましたが、工事の開始と、それから完了はいつごろになるのか。これを教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。1点目。財政経営班長。

○財務課財政経営班長（後藤 仁君） 3番 西澤議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の現況ということでよろしかったでしょうか。それでは、7月末現在でもってなんですが、現在63件の寄附をいただいております、実績額にいたしますと1,836万円ほどになっております。今後、12月に向かいます、ふるさと納税の税控除の対象となるものが年々区切られますので、今後の見込みも踏まえまして今回、増額補正をさせていただいたという現状でございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目。福祉班長。

○保健福祉課福祉班長（小畑香代君） お答えいたします。

更生医療の給付費でございますが、今年度に入りましてから、腎移植の手術の方が1名、人工透析の治療の患者の方、生活保護を受給者の方で入院の方が1名、新たに申請があったことによりまして、給付費が増額したことに伴い増額補正させていただきました。以上です。

○議長（櫻井正人君） 3点目。子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

葉山児童クラブ非常階段設置工事でございますが、まず実施設計を年内に行いまして、来年3月までに工事を完了し、4月には非常階段を間違いなく設置して、子供たちの安全を確保したいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） ふるさと納税と、それから更生医療費に関しては理解しました。

3番目の児童クラブに関してですが、工事期間中というものは、外の工事だと思うんですけども、私は親御さんから相談を受けて、出入り口が1つしかない。子供なので、やはり非常口が必要ではないかということで、本庁にお願いした経緯もありますが、期間中、外の工事と思いますが、子供に対しての対応というものはどのようにしていくのですか。

○議長（櫻井正人君） 子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、工事に関しましては外部階段になりますので、まず建築本体に関しましては、その階段に通じるドアを設けることになります。こちらについては、子供たちがいない時間帯を活用して工事を進めたいと考えております。また、外階段設置については安全確認をしっかりとやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。5番 小淵洋一郎君。

○5番（小淵洋一郎君） 29ページ、8款2項1目道路維持、13節の委託料でございますが、道路台帳整備業務委託料。この台帳というと、何年につくられて、幅員がどのくらいで、距離がどのくらい、そして舗装はこういう状況だというのが台帳だと思うんですが、そんなものでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（名取仁志君） 5番 小淵議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃったとおり、台帳に関してはそのとおりでございます。道路の幅とか舗装の構成、

そういったものが入っているものでございます。

今回の整備に関しては、新しくできた新中道及び震災復興事業関連の須賀線、こういったものの台帳の整備を行うための補正でございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○5番（小渕洋一郎君） では、その台帳の更新という形ですね。

○議長（櫻井正人君） 施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（名取仁志君） 全部で23路線、今回行うんですが、そのうちの22の路線、新中道に関しては今まで台帳にございませんので新しくつくるという形になります。震災復興の須賀線に関しては、部分的に側溝の整備、こういったものがされたので、幅員、要は幅ですね、こういったものが変わってきますので、こちらの台帳の修正という形で考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○5番（小渕洋一郎君） ということは、今回は全面改正というか、全面的に見直してつくるといふことでよろしいんですか。

○議長（櫻井正人君） 施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（名取仁志君） 全面的にというか、今、台帳として918路線ありますので、こちらはそのまま、それに22路線新しく追加される。それで、1路線だけ既存のものを修正するという形になります。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。17番 及川智善君。

○17番（及川智善君） 2点お伺いします。

8ページです。地方交付税、これは今回補正になりましたけれども、30年7月に、私も新聞で見たんですけれども、この来たところ、税収の去年度の……これから財務課長の決算報告があると思うんですが、前年度に比べて税収は減っていると。一般の3税、減っているにもかかわらず、ふえていると。この要因について、どういうことで通知を受けているのか。中身について教えてください。

それから、2点目として、14ページの8の報償費ですね。名誉町民の推戴記念費として50万2,000円という、確かに20年間やっていらして、すばらしい実績を残された町長でございますので、それに値する50万円ということだと思っておりますけれども、この内容がわかれば教えていただきたいことと、それから過去に比較して、この間の全員協議会でも議論がありましたけれど



も、基準みたいなものが記念品としてあるのかどうか。過去2回の名誉町民の方と比較して、時代は違っていますけれども、50万円という数字はどういうことで決定、金額はされたのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。財政経営班長。

○財務課財政経営班長（後藤 仁君） 17番 及川議員の御質問にお答えいたします。

地方交付税などでございますが、本年度、通知に基づきましての決算額になるわけですが、昨年度の決算ベースで約2.8%増となっております。こちら新聞の報道でも記載されておったものなのですが、その主な理由として、本町におきましては社会福祉費、それから扶助費の増によるものが大きな要因であると考えられております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目。総務管理班長。

○総務課総務管理班長兼人事法令班長（嶋 正美君） 17番 及川議員の御質問にお答えいたします。

ただいまありました8節報償費の50万2,000円の内訳になります。こちらにつきましては、町民証という記念品の部分と、額縁、あとは別途記念品といたしまして、計上を3点で50万2,000円ということでさせていただいております。

それと、先ほどありました、記念品の基準についてでございますが、特に記念品についての基準等はございませんが、今までの表彰等のものから、こちらの今回の記念品等の額の決定等も参考といたしまして、計上させていただいております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 2.8%の増ということで、地方交付税なんですけれども、要因は社会福祉費と扶助費の増ということで答弁ありました。ということは、その福祉費がかなりふえているのかなということで、背景にあるのかなということと、もう一つ、お答えになっていなかったんですけれども、税収の件は、やはり事後に報告あるんですけれども、3,000円減っているにもかかわらず、算定の基礎となる部分についての、そういうアンバランスというか、不整合が、どうしてそうなったのかということと、具体的に福祉費と扶助費が例年よりふえているのかどうか、その傾向ですね、ふえているのかどうかということでお尋ねします。

それから、前町長の報償費については額縁と記念品ということだったんですけれども、この記念品については総務課で単発的に決められたのか。今までの実績とか基準はもちろんないということで、どういうふうにも今までの話し合いの中で、庁内でお話しして決めたのか、あるいは

は総務課内で、まあこれくらいがいいんじゃないかという感覚みたいなもので決めたのか。その辺についてお尋ねします。

○議長（櫻井正人君） 1点目。財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

交付税の算定上、基準財政収入額に入ります町民税、こちらは前年と比較いたしまして2,850万円ほどふえてございます。それから、固定資産税につきましては逆に1,400万円ほど減額になってございます。それと、軽自動車税については、少額でございますけれども増額となっていることで、合わせましても税収はふえているというような形になってございます。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目。総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 及川議員の再質問にお答えします。

名誉町民の記念品につきましては、先ほど申し上げましたように、前例に従ってやっているというところで、金額の突出しない範囲で、あくまでも前例の額を参考にというところで決めております。そこはもちろん私たちが勝手に決めるのではなくて、町長までちゃんと話をしまして、このぐらいの金額でというところでの計上をしているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） その地方交付税の話なんですけれども、だから今、財務課長、私、話がちょっと逆転した話しましたけれども、税収がふえる、イコール、うちの自主財源がふえてくるということで、それを補完する意味での地方交付税というものは、税収がふえれば減るということが原則的に考えられる算式なんですけれども、その辺については何でそうなったのかということをお伺いいたします。

それから、過去に例があんまりないんですけれども、名誉町民というもの、やたら出るわけではないのであれなんですけれども、50万円というと、我々は100万円の半分。敬老者で100歳になった方が50万円もらった方いらっしゃいますけれども、かなり大きい数字だなという意識はあるんですが、これは町長に最終的に伺いたいと思うんですけれども、どのような決定、50万円の数字についてですね、に至ったのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） 再質問にお答えいたします。

基準財政収入額がふえますと交付税は減るということは、そういう原則になってございます。にもかかわらず、基準財政需要額のほうが、先ほど班長から申し上げました、社会福祉費の障害児保育に係ります経費の拡充とか、それから保育士等の処遇改善、これらの経費がぐっと上がったものですから、県内でもふえているところが、大和町は不交付になってしまいましたけれども、唯一ふえているところが利府町ということで今回、新聞報道にもなったということでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目。町長。

○町長（熊谷 大君） 及川議員の質問にお答えします。

あくまでも前例に従ってということで、町民証を初め、大きな装飾のついたものが20万強でございます。また、記念品につきましても、これも同じように前例に従っておりまして、これも大体20万強ということで、合わせてそのくらいの値段になるということでございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。7番 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 34ページ、10款教育費3目学校施設費の中で、11節需用費265万円が計上されております。目的は、椅子とか机の交換だということで、非常にやっぱり必要なことなんだと思っています。

質問なんですけれども、この265万円でどのくらいの数量をできるのかということが1点。

2点目は、平成30年度はこれで終わりなのか、それとも、前にも見ていながら、今回この分を追加するということなのか2点目。

3点目はあと、やはり経年劣化というか、古くなっていく部分があるので、どうしてもやっぱりこれからはこのくらいの交換をしていかないとだめなのかどうかをお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（佐々木辰己君） 7番 木村議員の御質問にお答えいたします。

34ページ、10款2項3目11節需用費でございますけれども、こちらにつきましては小学校児童用の椅子、机と、あと教員用の椅子、机の購入費となっております。数につきましては、児童用の机が213、椅子が256、教員用の椅子につきましては15、あと事務室用の椅子として18、全部合わせて265万円となっております。

それと、30年度で終わりなのかという……（「30年度でこれだけなのか。もう前も見据えて、もっと……」の声あり）以前にも、小額ではありますが、毎年購入はさせていただきますが、改めて今回、劣化の激しいものを見まして、要交換するということで、まとまった計上を

させてもらっている現状でございます。

それと、これからにつきましては、実施計画とかに計上させてもらって、効率のいい改修計画を持ちながら、順次対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 済みません。聞き方が悪かったと思います。今回の椅子、机、先生のものも含めて交換ということで、当初は見えてなくて、今回補正で見た。それと、今年度分について、あとのほかにはないかどうかの点を確認したいと思います。

それと、今の答弁で、今後の話なんですけれども、毎年順番にやっていくと。毎年買いかえないとだめなのかなと思っていたんですけれども、今の質問だと、ある程度はできるので、例えば3年に1回とか、5年に1回という形の中でいいのかどうかの回答をお願いします。

○議長（櫻井正人君） 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（佐々木辰己君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

30年度当初におきましては、計上しておりませんでした。今回、利府小学校の校舎も12月完成ということで、そちらも含めまして、まずもって各小学校6校の悪いものを調査いたしまして、劣化の激しい、要交換のするものを交換するために、今回の補正ということでまとめて計上させていただきました。

これから後なんですけれども、先ほど申したように、劣化の激しいものは、数が多くありますので、毎年何個かずつは出てくるかと思っておりますので、その辺は計画的に交換をしてまいりたいと思っている次第でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第46号平成30年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時17分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第9 議案第47号 平成30年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第9、議案第47号平成30年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第47号平成30年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第48号 平成30年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第10、議案第48号平成30年度利府町介護保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第48号平成30年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第49号 平成30年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第11、議案第49号平成30年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第49号平成30年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第50号 平成30年度利府町下水道特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第12、議案第50号平成30年度利府町下水道特別会計補正予算**を議題

とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第50号平成30年度利府町下水道特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第51号 平成30年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第13、議案第51号平成30年度利府町町営墓地特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第51号平成30年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第52号 平成30年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第14、議案第52号平成30年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第52号平成30年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第53号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第15、議案第53号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。17番 及川智善君。

○17番（及川智善君） それでは、53号議案、2点お尋ねいたします。

まず、第1点目は、原契約、29年3月から4回目の変更契約ということになります。金額にして150%アップ。原契約は5億円だったんですが、今回の契約が認められれば7億6,000万円という数字になります。

問題は、財源はもちろん復興交付金だと思うんですが、これは一応確認しておきます。

それから、ここに至るまで調査工事をしているのかどうか。これは何か、かなり何回もやっている、精度が疑わしく、業者との協議がどうなっていたのか、過去ですね。4回目の変更でございますのでお聞きいたします。



これに加えて、今その原契約の話から変更契約4回になった時点で、他の自治体の類似工事も……防潮堤の工事ですよ、も、そういう傾向なのか。浜田の海岸の特性なのか。その辺もあわせて答弁をお願いします。

それから、2点目、大きく2点目ですね、工法の選択なんですね。打設工法ということで変更するという。民家が近接していると。打設時の振動を抑えるということで説明がありました。それで、打設工法であれば逆に振動の影響が大きくなるというふうに、工法としてはそういう特性があるということは私は承知していますけれども、なぜ今までの工法は打設工法でなく、何の工法だったかわかりませんが、わざわざ打設工法に切りかえたのか。

それで、これは打設工法ではなくて、もう一つ別な工法として、大きい工法で、油圧による工法があるんですね。油圧で地中に貫入させる工法なんですけれども、それをやったほうが騒音とか振動公害などマイナス面を取り除くだけではなくて、工期の短縮とか、あと工事費の削減につながる利点があるということで、そういう工法が、なぜ今までの工法を変えて、打設にわざわざ……近隣住民に近いので打設にしたということでありまして、今までの工法は何であったのか。

それから、今、示しました油圧式の工法では、地中に貫入させる方法の、業者との協議はしなかったのかどうか。

この大きく2点についてお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。復興推進班長。

○都市整備課復興推進班長（川口 優君） 17番 及川議員の御質問にお答えいたします。

まず、財源といたしましては、2分の1が農山漁村地域整備交付金となっております。残りの2分の1が復興特別交付税となっております。

変更につきましては、御質問あったとおり、今回で4回目になります。そのうち、工期の変更が2回、あと金額の変更が今回を含めて2回目になります。

前回の変更につきましては、工事を進める中で、マリン事業者との補償契約が成立したということで、工期未施工部の着手が可能となったことから、関連工種の増嵩ということで一度、金額の増額を行っております。

今回につきましては、鋼矢板のボーリングは行っているんですけれども、それでなかなかつかめない、海の工事ということでつかめない部分がありましたので、それにつきまして鋼矢板の増嵩であるとか、あとは各般部分の箇所の変更であるとか、そういう部分で増嵩になってい

るものでございます。

それと、2点目の打設につきましては、通常の打設工法ですと、振動はちょっと強くなる…今現在選んでいますウオータージェットの特性としまして、振動は弱いんですけども、ちょっと工期がその分かかってしまうという部分がありまして、当初、近隣に、原施工分につきまして、民家が余りなかったということで通常の打設工法を採用していたんですけども、やはり振動等の影響を加味しまして、ウオータージェットの打設工法に今回変更をさせていただくというものでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 復興交付金と、あと、いずれも自分の懐は痛まないんですけども、だからといって、業者と綿密な打ち合わせをして、精査して、こんな事態に、4回もやり直しをかけて、5億円から7億6,000万円になるということは、これはかなり協議が、精査していなかったのではないかなと思います。

だから、この辺については今後の教訓としか言いようがないんですけども、何回か前にも私は言っていますが、業者と綿密な打ち合わせをして、海の底だからわからないとか、そういうことはもう通用しないと思うんですね。専門の会社さんは、うちの利府町だけやっているわけではないんですよ。全国的にやっていますし、防潮堤の工事については宮城県でも何回、気仙沼も初めとして沿岸部被災地を全部やっているわけですから。それを、やっぱり綿密に調整しなかったということ、これはその経費に関して非常に軽んじているというか、どうなんですかという感じですよ。軽んじると言う失礼に当たるので。その辺、綿密に調整していただきたいと思っておりますけれども、お伺いいたします。

それから、お答えがなかったんですが、他の自治体の類似工事はどうなのかということで質問してあります。要するに、浜田だけの特性だったのかということ。こういうこともやっぱり業者とよく綿密に調整する必要があったと。我々、官庁で言えば、類似団体との比較検討というものは非常に重要なことで、工事をするとき、防潮堤の工事も、自治体はどうだったのかということであれば精査できたということも考えられますけれども、その点についてももう一度お伺いします。

それから、工法については、先ほど言った、打設よりも油圧のほうが、ちょっとこの説明の文書を見ていると、近隣の住民の家屋がふえたから打設に変えたということは、ちょっと矛盾していると思うんですけども、この辺の騒音についての調査はしたのかどうか。打設によ

ってどれだけの影響を与えるのかということをお細かく調査したのかどうかについてもお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 復興推進班長。

○都市整備課復興推進班長（川口 優君） お答えいたします。

当初設計におきまして、なかなか、ちょっと100%ということで、設計が行き届かないところもありまして、工事施工をしながら、いろんな要望であるとか、工事の施工の中で増額を行っているものでございますけれども、また今後の変更につきましては、その内容を精査しながら進めてまいりたいと考えております。

それと、近隣の状況でございますけれども、利府町以外にも、例えば石巻ですとか、塩竈ですとか、防潮堤整備をしているところはあるとは思いますが、近隣の状況まではちょっと把握していないところがありました。

それと、もう一点、打設工法だったんですけれども、当初、西護岸側、喫茶店とかのあるほうなんですけれども、そちらの今回工事ということで、民家がちょっと余りなかったということで、ちょっと工期が膨らむということもありまして、通常の、議員さんおっしゃるような打設工法で最初組んでいたんですけれども、その辺やっぱり振動とかの影響がちょっと、そういう声も見られたということで、今回ちょっと振動が弱い工法ということでウオータージェットを採用したところでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第53号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第54号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第16、議案第54号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第54号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第55号 財産の取得について

○議長（櫻井正人君） 日程第17、議案第55号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第55号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第56号 町道の路線変更について

○議長（櫻井正人君） 日程第18、議案第56号町道の路線変更についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第56号町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第57号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（櫻井正人君） 日程第19、議案第57号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより、議案第57号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井正人君） ただいまの出席議員は16名です。

立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、10番 高久時男君、11番 鈴木忠美君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井正人君） 念のため申し上げます。投票は会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は賛成と、不同意の方は反対と記載願います。なお、会議規則第78条の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井正人君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。10番 高久時男君、11番 鈴木忠美君、開票の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（櫻井正人君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

うち有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 16票

反対 0票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第57号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

---

日程第20 議案第58号 利府町農業委員会委員の任命について

○議長（櫻井正人君） 日程第20、議案第58号利府町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより、議案第58号利府町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は16名です。

立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、12番 伊勢英昭君、13番 永野渉君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井正人君） 念のため申し上げます。投票は会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は賛成と、不同意の方は反対と記載願います。なお、会議規則第78条の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井正人君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。12番 伊勢英昭君、13番 永野 渉君、開票の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（櫻井正人君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

うち有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 16票

反対 0票

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第58号利府町農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

---

#### 日程第21 議案第59号 教育長の任命について

○議長（櫻井正人君） **日程第21、議案第59号教育長の任命について**を議題とします。

教育長から発言の申し出がありますので、許可します。教育長。

○教育長（本明陽一君） ただいま議題となっています本案につきましては、私ごとの案件でございますので、慣例に倣いまして退場をお許し願います。

○議長（櫻井正人君） 教育長の退場を認めます。

〔教育長 本明陽一君 退場〕

○議長（櫻井正人君） 提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。



質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより、議案第59号教育長の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井正人君） ただいまの出席議員は16名です。

立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、14番 遠藤紀子君、15番 渡辺幹雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井正人君） 念のため申し上げます。投票は会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は賛成と、不同意の方は反対と記載願います。なお、会議規則第78条の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井正人君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。14番 遠藤紀子君、15番 渡辺幹雄君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（櫻井正人君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

うち有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 16票

反対 0票

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第59号教育長の任命については同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

---

日程第22 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（櫻井正人君） **日程第22、議案第61号人権擁護委員候補者の推薦について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより、議案第61号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、 本案に対する意見は適任とすることに決定いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時53分 休憩

---

午後 0時57分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第23 認定第1号 平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第2号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の  
認定について

日程第25 認定第3号 平成29年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第26 認定第4号 平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
の認定について

日程第27 認定第5号 平成29年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第28 認定第6号 平成29年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第29 認定第7号 平成29年度利府町水道事業会計決算の認定について

○議長（櫻井正人君） 日程第23、認定第1号平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定に  
ついてから日程第29、認定第7号平成29年度利府町水道事業会計決算の認定については、  
議事の関係上、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております認定第1号から認定第7号まで  
の平成29年度各種会計決算の認定について、順次御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに、**認定第1号平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が153  
億342万6,947円、歳出総額は134億4,260万5,490円となります。歳入歳出差引残額は18億6,082  
万1,457円であります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は5億8,032  
万3,288円となっており、3億円を財政調整基金に積み立て、残り2億8,032万8,288円を平成30

年度へ繰り越しております。

次に、**認定第2号平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が34億8,047万1,303円、歳出総額は34億314万4,987円となり、歳入歳出差引残額は7,732万6,316円であります。このうち4,000万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、残りの3,732万6,316円を平成30年度へ繰り越しております。

次に、**認定第3号平成29年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が19億5,888万8,200円、歳出総額は18億8,722万2,149円となり、歳入歳出差引残額は7,166万6,051円であります。このうち4,000万円を財政調整基金に積み立て、残りの3,166万6,051円を平成30年度へ繰り越しております。

次に、**認定第4号平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が2億7,453万9,529円、歳出総額は2億7,153万7,345円となり、歳入歳出差引残額は300万2,184円で、平成30年度へ繰り越しております。

次に、**認定第5号平成29年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が7億1,759万775円、歳出総額は6億7,513万7,583円となり、歳入歳出差引残額は4,245万3,192円であります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額2,900万3,192円を平成30年度へ繰り越しております。

次に、**認定第6号平成29年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が5,743万5,536円、歳出総額は5,628万1,928円となり、歳入歳出差引残額は115万3,608円で、平成30年度へ繰り越しております。

次に、209ページ、210ページをお開き願います。

**認定第7号平成29年度利府町水道事業会計決算**でございます。

まず、（1）収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益につきましては、決算額10億6,322万2,461円であり、支出の第1款水道事業費用につきましては、決算額9億884万2,549円であります。

次に、211ページ、212ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入につきましては、決算額1億3,897万9,582円であり、支出の第1款資本的支出につきましては、決算額3億2,842万6,546円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億2,974万6,964円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,295万6,438円及び過年度分損益勘定留保資金2億

1,679万526円で補填しております。

以上が認定7件でございます。

なお、会計管理者から概要を説明させますので、よろしくお願いいたします。

また、詳細につきましては、決算書の事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書をごらんいただくとともに、決算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井正人君） 次に、会計管理者より概要の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（小幡純一君） それでは、認定第1号から認定第6号までの平成29年度利府町一般会計及び特別会計の決算の概要につきまして、決算書に基づき御説明いたしますが、説明の前に、様式等変更しておりますので、そちらから説明させていただきます。

まず、1ページと2ページの、会計別決算総括表であります。この総括表ですが、各会計の最終ページに添付しております実質収支に関する調書の翌年度へ繰り越すべき財源や実質収支額などの記載内容を、この総括表にまとめたことで見やすく表示しております。

また、3ページの、一般会計の款別決算額の歳入でございますが、この表の右から4列目に、予算現額に対する増減額の欄がございます。これまでは、予算現額よりも収入済額が多い場合でもマイナスの表記としておりましたが、今回から予算現額を基礎に考えまして、そのような場合には黒字の表記としており、逆に予算現額よりも収入済額が少なかった場合にはマイナスの表記とすることで、わかりやすい表記に変更しております。

以後の特別会計につきましても、同様の表記に改めております。

それでは、説明に入ります。

同じく3ページ、一般会計の決算状況でございます。

初めに、歳入でございますが、表中右下の歳入合計をごらん願います。

予算現額が169億1,375万134円で、調定額154億4,369万8,594円に対しまして、収入済額は153億342万6,947円となっております。また、不納欠損額が940万2,209円で、収入未済額は1億3,086万9,438円であります。収入率につきましては、予算現額に対しましては90.5%、調定額に対しましては99.1%となっております。

続きまして、右側の4ページの歳出でございますが、こちら表の中下の歳出合計をごらん願います。

予算額169億1,375万134円に対しまして、支出済額が134億4,260万5,490円で、予算現額に対

する支出率は79.5%となっております。また、翌年度繰越額30億9,811万4,169円につきましては、防潮堤及び水門などの災害復旧事業や文化複合施設、利府小学校校舎の建てかえ事業などであります。

次に、5ページをお開き願います。

利府町国民健康保険特別会計の決算状況でございます。

初めに、歳入でございますが、歳入合計をごらん願います。

予算現額が35億1,020万6,000円で、調定額36億3,688万6,948円に対しまして、収入済額は34億8,047万1,003円、不納欠損額が1,109万6,271円で、収入未済額は1億4,531万9,374円であります。収入率につきましては、予算現額に対しましては99.2%、調定額に対しましては95.7%となっております。

続きまして、右側6ページの歳出でございますが、歳出合計をごらん願います。

予算現額が35億1,020万6,000円に対しまして、予算現額は34億31万4,987円で、予算現額に対する支出率は97%となっております。

次に、7ページをお開き願います。

利府町介護保険特別会計の決算状況であります。

初めに、歳入でございますが、歳入合計をごらん願います。

予算現額が19億4,998万1,000円で、調定額19億7,356万1,856円に対しまして、収入済額は19億5,888万8,200円、不納欠損額が27万7,740円で、収入未済額は1,188万5,916円であります。収入率につきましては、予算現額に対しましては100.5%、調定額に対しましては99.3%となっております。

続きまして、歳出でございますが、下の歳出合計をごらん願います。

予算現額が19億4,998万1,000円に対しまして、支出済額は18億8,722万2,149円で、予算現額に対する支出率は96.8%となっております。

次に、右側8ページをごらんください。

利府町後期高齢者医療特別会計の決算状況であります。

初めに、歳入でございますが、歳入合計をごらん願います。

予算現額が2億7,309万2,000円で、調定額2億8,018万3,579円に対しまして、収入済額は2億7,453万9,529円、不納欠損額が74万8,190円で、収入未済額は489万5,860円あります。収入率につきましては、予算現額に対しましては100.5%、調定額に対しましては98%となっております。

す。

続きまして、歳出でございますが、下の表の歳出合計をごらん願います。

予算現額が2億7,309万2,000円に対しまして、支出済額は2億7,153万7,345円で、予算現額に対する支出率は99.4%となっております。

9ページをお開き願います。

利府町下水道特別会計の決算状況であります。

初めに、歳入でございますが、歳入合計をごらん願います。

予算現額が7億3,964万8,000円で、調定額7億2,129万9,644円に対しまして、収入済額は7億1,759万775円、不納欠損額が36万1,006円で、収入未済額は33万4,726円であります。収入率につきましては、予算現額に対しましては97%、調定額に対しましては99.5%となっております。

続きまして、歳出でございますが、下の表の歳出合計をごらん願います。

予算現額が7億3,964万8,000円に対しまして、支出済額は6億7,513万7,583円で、予算現額に対する支出率は91.3%となっております。なお、翌年度繰越額の4,515万6,000円につきましては、赤沼地区及び森郷地区の下水道整備事業を平成30年度へ繰り越したことによるものがございます。

続きまして、10ページをごらんください。

利府町町営墓地特別会計の決算状況であります。

初めに、歳入でございますが、歳入合計をごらん願います。

予算現額が5,738万6,000円で、調定額5,743万5,536円に対しまして、収入済額も同じく5,743万5,536円となっておりますので、収入未済額はございません。収入率は、予算現額に対しましては100.1%、調定額に対しましては100%であります。

続きまして、歳出でございますが、下の歳出合計をごらん願います。

予算現額5,738万6,000円に対しまして、支出済額は5,628万1,928円で、予算現額に対する支出率は98.1%となっております。

続きまして、財産に関する調書について御説明いたします。

197ページをお開き願います。

初めに、1の公有財産（1）土地及び建物についてでございますが、表中の最終行の行政・普通財産計をごらん願います。土地の平成29年度中の増減につきましては1万8,838.32平方メ

ートルの増となっておりますが、主なものは文化複合施設の用地買収によるものであります。右側の建物につきましては、木造で180.1平方メートルの増であります。須賀地区の避難施設及び防災備蓄倉庫分であります。

次に、199ページの（2）の山林、次の（3）出資による権利、200ページからの2の物品につきましては記載のとおりでございます。

次に、205ページをお開き願います。

3の基金の状況であります。基金の目的に応じまして、それぞれ積み立てや取り崩しを行っております。

このうち29年度中に増減のありました主なものとしたしましては、（3）の公共施設整備基金1億5,000万円及び（7）の図書館建設基金1億5,600万円につきましては、文化複合施設整備事業に充当するため基金を取り崩しております。

また、207ページの（10）東日本大震災復興交付金基金5億3,780万7,000円につきましても、震災復興関連事業に充当するため基金を取り崩しております。

なお、205ページの（4）の利府町ふるさと創生基金、これにつきましては平成29年度で廃止となっております。

以上が、平成29年度の利府町一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井正人君） 以上で、提案理由及び概要の説明を終わります。

続いて、代表監査委員より決算審査意見の説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（宮城正義君） それでは、平成29年度利府町各種会計歳入歳出決算等の審査結果につきまして、概要を御説明申し上げます。

お手元に配付されております平成29年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書をごらんください。

今回の審査の対象となりました案件は、大きく4つの案件でございます。

まず、1枚目をめくっていただきまして、目次をお開きください。

1つ目といたしましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきます利府町一般会計のほか5つの特別会計の歳入歳出決算審査でございます。

次のページをお開きください。

2つ目といたしまして、地方自治法第241条第5項の規定に基づきます利府町土地開発基金の



運用状況審査でございます。

3つ目といたしまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきます利府町水道事業会計の決算審査でございます。

4つ目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきます財政健全化及び経営健全化の審査でございます。

1ページをお開き願います。

利府町各種会計歳入歳出決算審査意見書の、1の審査の対象でございますが、平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算につきましては、平成30年7月3日付で町長から監査委員の審査に付されました。

2の審査の方法でございますが、（1）として、決算の計数は正確であるか、（2）として、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的になされているか、（3）として、収入支出事務は関係法令等に準拠して処理されているか、（4）として、財産の管理及び運用は適正になされているか等の観点から、関係課等へ資料の提出を求め、さらに担当課長及び班長から説明を受け、7月12日から8月8日までの11日間にわたり慎重に審査を実施いたしました。

なお、既に実施いたしました例月出納検査、定期監査、財政援助団体監査等の結果も参照にしております。その結果につきましては、8月28日に決算等審査意見書として町長に提出してございます。

3の決算の概要でございますが、平成29年度の一般会計及び特別会計の歳入決算総額は217億9,235万2,290円で、前年度に比べ913万887円の増額となりました。また、歳出決算総額は197億3,592万9,482円となり、前年度に比べ4億3,807万7,213円の減少となりました。

詳細につきましては、会計管理者等から説明がございましたので、省略させていただきます。

なお、内容につきましては、5ページ以降に参考資料として掲載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

次に、2ページの、4の審査の結果でございます。審査の結果につきましては、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における計数は正確であると認められました。

一方、収入支出事務の関係において、次の留意点の事項が認められました。

まず、収入関係の、アの町税でございます。町税は自主財源の主たるものであり、収入の増減は財政運営を大きく左右します。収納強化を図るため、担当課等において、休日開庁日及び毎月月末に相談窓口を開設するなど、徴収に努力していることが認められました。また、滞納

者の納税資力の判別をし、財産の差し押さえや滞納処分の執行停止の適用、あるいは過年度滞納事案の一部を宮城県地方税滞納整理機構へ移管するなど、滞納整理にも努力をしていることが認められました。

その結果、町税全体の収入未済額は1億1,990万9,921円となり、前年度よりも2,765万6,881円減少しております。今後も引き続き町民の納税意識の高揚を図るとともに、税の公平性の観点から、長期滞納者の所得及び資産の調査を行い、債権保全のための法的手段を含めた適切な徴収対策を講ずる必要があります。

また、コンビニエンスストアを利用した町税の収納状況は年々増加傾向にあり、平成29年度は7億8,209万8,544円が納入されております。生活様式が多様化する中であって、曜日や時間を気にすることなく利用できる利便性の高い納入方法でありますので、今後とも利用促進の周知に努力することを望みます。

次に、イの税外収入の収入未済額であります。前年度に引き続き児童クラブ使用料の収入未済額が発生しなかったことや、保育所保育料の現年度分の収入未済額についても発生しなかったことなど、所管課における徴収の努力が認められます。

しかし、総額といたしまして前年度よりも増加しておりますので、町税同様、引き続き受益者負担の公平、公正の観点から、収入未済額の解消に向けた努力を望むものであります。

次に、ウのふるさと納税制度による寄附金については、平成29年11月から寄附金の受け付け及び受領、返礼品送付の事務等を業者に委託し、ふるさと納税のポータルサイトで広く周知をしたことにより、3,439万5,000円の寄附金があり、前年度に比べ2,820万4,964円増加しました。寄附金は、基金積み立てをし、広く町のために使われることとなりますので、基金条例に基づき適切な管理と運用に努めるよう望みます。

次に、エの特別会計における収入未済状況であります。記載されているとおり、特別会計全体で収入未済額が前年度に比べて3,998万7,826円減少し、徴収の努力は認められます。今後とも特別会計の健全な財政運営のため、収入未済額縮減の取り組みに努めるよう望みます。

次に、4ページの支出関係でございます。

アとして、町が保有し管理する施設は、学校、町営住宅、保育所、道路、橋梁、上下水道施設など、生活に欠かすことのできない重要な役割を担っております。管理に当たっては、定期的な点検作業を実施し、良好な状態を維持するための保守や修繕に取り組んでいる努力は認められます。

しかし、期間の経過とともに老朽化が進み、いずれ大規模な改修時期や更新時期が到来します。前年度において策定した社会基盤施設に係る管理の基本的方針を定めた利府町公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な施設管理に取り組まれるよう望みます。

イとして、地方自治法第208条で規定する会計年度の独立の原則により、普通公共団体の会計年度における歳出は、この年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされております。継続費、逡次繰越、繰越明許費、事故繰越等については、その原則の例外として、一定の条件を満たすものに限り特別に認められているものになりますが、近年、安易に繰り越し事業が多い傾向にあります。計画的な発注時期等を検討し、適正な事務の執行に努められるよう望みます。

ウとして、国の要請により下水道事業に公営企業会計を適用することが指示され、都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、平成32年4月までに公営企業会計に移行することとなっております。

本町においても、資産台帳整備や資産の評価業務など、移行に向けて多額の費用を費やし、準備を進めているところであります。資産などを正確に把握することで経営管理が向上し、住民サービスの向上につながるものと考えられますので、スムーズな公営企業会計への移行について努力されることを望みます。

(2) のまとめでございます。平成29年度の決算は、一般会計で主たる財源である町税が前年度に比べ約3,372万円増加し、収入未済額は徴収努力により前年度に比べ約2,765万円減少いたしました。また、税外収入の収入未済額については、保育料で減少したものの、住宅使用料、災害援助資金貸付金、学校給食費等で増額となっております。今後も、受益者負担の公平、公正の観点から、税外収入も含めた収入未済額の解消に向けた取り組みに期待するものであります。

次に、19ページ、お願いします。

利府町土地開発基金運用状況の審査意見でございます。

1の審査の方法でございますが、基金は設置の目的に従い適正に管理、運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、慎重に審査を実施いたしました。

2の運用の概要についてでございますが、現在の土地開発基金の内訳は、現金が898万9,000円、土地が1億9,101万1,000円となっております。土地については、駅前広場、それから都市計画道路大町線の先行取得分であり、基金全体の95.5%となっております。

3の審査の結果及び意見でございますが、計数は正確であると認められました。しかし、保有する利府駅前広場の土地は現在、地方総合戦略加速化事業用地及び利府駅周辺地区活性化事業用地として使用されております。土地開発基金は、公共用地の円滑な取得を目的に創設された基金であり、土地の取得後は遅滞なく一般会計で再取得し、公有財産として管理すべきものであります。今後の基金活用のためにも事業計画の見直し等を検討し、基金設置の趣旨に沿うようにすべきであります。

20ページをお開きください。

利府町水道事業会計決算審査意見書であります。

平成29年度利府町水道事業会計決算につきましては、平成30年6月13日付で、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長から監査委員の審査に付されました。

1の審査の方法でございますが、決算審査に当たりましては、（1）として、決算書が経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、（2）として、水道事業の運営が地方公営企業法に定められている「企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する」との趣旨に従っているかを主眼として、担当課から会計帳票、証拠書類等、必要な資料の提出を求め、さらに6月29日に上下水道課長及び各班長等に説明を求め、慎重に審査を実施いたしました。

なお、既に実施いたしました例月出納検査の結果につきましても参照にしております。

2の決算の概要でございますが、（1）の事業の概要から、26ページ、27ページの（7）の経営状況の推移までについては記載されておりますので、これでございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

28ページをお開きください。

3の審査の結果であります。

平成29年度の利府町水道事業会計決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表は公営企業法等に準拠して作成され、計数は正確であり、かつ事業の経営成績及び財務状況を適正にあらわしているものと認められました。

収益的収入ですが、前年度よりも1,688万6,531円多い9億9,344万2,626円となっております。これは、新中道地区等の開発により加入金が増加したことや給水収益が増加したためでございます。

収益的支出につきましては、総係費及び減価償却への増加により、前年度より168万9,475円

多い8億5,205万5,408円となりました。その結果、収益的収支においては、現金を伴わない長期前受金戻入益を含め1億4,138万7,218円の純利益が生じ、前年度の繰越利益剰余金1億8,653万7,677円を加えた3億2,792万4,895円が平成29年度の未処分利益剰余金となりました。

一方、資本的収入は、前年度実績のなかった企業債の借り入れが1億3,140万円あったことにより大幅に増加し、1億3,897万9,582円となっております。資本的支出は、利府浄水場監視制御設備等の更新に係る工事費の増加により3億2,842万6,546円となりました

その結果、資本的収支においては2億2,974万6,964円の不足が生じましたが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,295万6,438円と過年度分損益勘定留保資金2億1,679万526円で補填をしております。

意見といたしましては、平成29年度の水道事業は、計画的な管理の更新等による漏水防止対策により、有収率が上がっております。給水戸数や給水人口は前年度より微増となっておりますが、1世帯当たりの水道使用水量は、近年の節水意識の浸透や節水機器等の普及などにより横ばいの状況となっております。今後、平成32年度に供用開始が見込まれる新中道地区の大型商業施設を初めとする開発に伴う増収益を運用し、老朽化が進む施設の更新や耐震化の促進などの課題に取り組むことで、将来にわたり安心して安定した水の供給に努められることを望みます。

また、平成29年度から水道料金等徴収関連業務に民間活力を導入したことにより、きめ細やかな対応が可能となり、その結果、過年度分水道料金等の徴収率が伸びたことは委託した結果と考えられます。

今後も本町の将来を見据えながら、計画的な水道事業経営に努められることを望みます。

なお、水道事業会計の決算審査に使用した資料は、29ページから31ページまでに掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、32ページでございます。

32ページの平成29年度財政健全化の審査、それから、及び33ページの平成29年度経営健全化の審査の審査結果でございますが、これらにつきましては報告第10号で報告ありましたので、健全化判断比率等の審査意見書のとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で、平成29年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査の概要説明を終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、決算審査意見の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題になっております認定第1号から認定第7号までの平成29年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの平成29年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

決算審査特別委員会のため、9月8日から9月13日までの6日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、9月8日から9月13日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は9月14日です。決算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後1時38分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成30年9月7日

議 長

署名議員

署名議員